

東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用に係る 特定再資源化預託金等の出えん等について

平成23年4月開催の第41回資金管理業務諮問委員会において、東日本大震災による被災自動車であって、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの(以下「番号不明被災自動車」という。)については、再資源化預託金等の預託の有無を確認することができないため、①当該番号不明被災自動車の再資源化預託金等を資金管理法人が資金管理業務として資金管理料金を原資に預託すること、②当該再資源化預託金等相当額及び本措置に係る資金管理業務に要する費用に特定再資源化預託金等を充てること、③指定再資源化機関が番号不明被災自動車の再資源化等を行うこと、④当該特定再資源化預託金等の金額について資金管理業務諮問委員会の審議に付すこと等が審議・承認された(別添「第41回資金管理業務諮問委員会資料」参照。)

よって、第42回資金管理業務諮問委員会において、平成23年度に資金管理法人が必要とする特定再資源化預託金等の金額、併せて、平成23年度に指定再資源化機関が行う番号不明被災自動車の再資源化等に要する費用として出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額を下記のとおり審議に付す。

記

1. 番号不明被災自動車の台数

東日本大震災による被災自動車の台数及び番号不明被災自動車の台数を確定することはできないこと、及び資金管理法人において番号不明被災自動車の処理に要する費用に充てる特定再資源化預託金等の予算を確保する必要があることから、当該台数を次のとおりおく。

(1) 被災自動車の台数

被災自動車の台数は、自治体の推計台数、総務省統計局の津波浸水世帯推計、財団法人自動車検査登録情報協会の自動車保有台数データ、新聞推計等を勘案し、40万台とおく。

(2) 番号不明被災自動車の台数

番号不明被災自動車の台数は、上記(1)の被災自動車40万台のうち、環境省による自治体へのヒアリングを参考に30%の12万台とおく。

2. 平成23年度において資金管理法が必要とする特定再資源化預託金等の金額の見込み

(1) 資金管理法が資金管理業務として預託する再資源化預託金等相当額

① 再資源化等預託金(ASR・エアバッグ類・フロン類)

○ 番号不明被災自動車: バス

番号不明被災自動車の台数合計 120,000 台 × 0.3%^(注1) = 360 台

360 台 × 1台当たり預託単価 39,940 円^(注2) ≒ 14 百万円 … (a)

○ 番号不明被災自動車: バス以外

番号不明被災自動車の台数合計 120,000 台 × 99.7%^(注1) = 119,640 台

119,640 台 × 1台当たり預託単価 10,870 円^(注3) ≒ 1,301 百万円 … (b)

○ 再資源化等預託金合計 (a)+(b) = 1,315 百万

② 情報管理預託金

120,000 台 × 1台当たり預託単価 230 円 ≒ 28 百万円 … (c)

③ 再資源化預託金等相当額合計

(a)+(b)+(c) = 1,343 百万円 … (A)

(注1) 財団法人自動車検査登録情報協会の自動車保有台数データを基に設定

(注2) 指定再資源化機関が設定したバスの1台当たり預託単価(情報管理預託金を除く。)

(注3) 指定再資源化機関が設定したバス以外の1台当たり預託単価(情報管理預託金を除く。)

(2) 本措置に係る資金管理業務に要する費用

外部委託費用等 100 百万円 … (B)

(3) 資金管理法が必要とする特定再資源化預託金等の金額

(A) + (B) = 1,443 百万円

3. 平成23年度において指定再資源化機関が出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額の見込み

指定再資源化機関が使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第106条第2号規定の業務として行う番号不明被災自動車の再資源化等に係る収支の見込みは次のとおり。

(1) 指定再資源化機関が資金管理法から払渡しを受ける番号不明被災自動車の再資源化等預託金の金額

1,315 百万円 … 上記2. (1)①と同額 … (A)

(2) 指定再資源化機関が行う番号不明被災自動車の再資源化等処理費用の金額(ASR・エアバッグ類・フロン類)

○番号不明被災自動車:バス

360 台 × 1台当たり処理料金単価 44,374 円^(注1) ≒ 16 百万円 … (a)

○番号不明被災自動車:バス以外

119,640 台 × 1台当たり処理料金単価 11,830 円^(注2) ≒ 1,415 百万円 … (b)

○再資源化等処理費用合計 (a)+(b) = 1,431 百万 … (B)

(注1)平成22年度において指定再資源化機関が支払ったバス1台当たりの平均処理料金単価実績

(注2)平成22年度において指定再資源化機関が支払ったバス以外1台当たりの平均処理料金単価実績

(注1)(注2)指定再資源化機関が実際に支払う処理料金は事業者が処理に要した実費

(3) 収支

(A) - (B) = △116 百万円

(4) 指定再資源化機関が出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額

上記(3)のとおり、番号不明被災自動車の再資源化等に係る収支の見込みは、116 百万円のマイナスとなる。

よって、指定再資源化機関は特定再資源化預託金等 116 百万円の出えんを必要とする。

4. 第42回資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決

(1) 平成23年度において資金管理法人が充てる特定再資源化預託金等の金額の上限

平成23年度において資金管理法人が充てる特定再資源化預託金等の金額の上限は、上記2. (3)の 1,443 百万円であることについて、第42回資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。

なお、1,443 百万円を超える場合は、改めて資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。

(2) 平成23年度において指定再資源化機関が出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額の上限

平成23年度において指定再資源化機関が出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額の上限は、上記3. (4)の 116 百万円であることについて、第42回資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。

なお、116 百万円を超える場合は、改めて資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。

5. 特定再資源化預託金等を充てることについての経済産業大臣及び環境大臣への承認申請
現時点においては、番号不明被災自動車の発生台数を確定することができない。

よって、上記4の資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決のうえ、資金管理人による番号不明被災自動車の再資源化預託金等の預託・払渡し、及び指定再資源化機関による番号不明被災自動車の再資源化等処理が発生し、資金管理人及び指定再資源化機関が必要とする特定再資源化預託金等の金額が確定の都度、法第98条第1項の規定に基づく経済産業大臣及び環境大臣への承認申請を行う。

確定し、経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けた特定再資源化預託金等の金額は、資金管理業務諮問委員会及び理事会に報告する。

なお、平成23年4月末における特定再資源化預託金等の残高(元本)は、7,243 百万円である。

以上